

季刊

# ほうてらす

夏

Vol. 25  
2013. 08



今号の表紙

中嶋 朋子さん

特集  
02-05

## こどものじんけん

法テラスインタビュー 06-07

是枝 裕和さん

のぞいてみよう 法テラス 08-09

スタ弁がゆく 10  
ほ法、なるほど。11

# こどもものじんけん

子どもたちはどんな現実に向き合っているのでしょうか。

今回は、子どもの人権を守る施設への取材からリアルな子どもの声を聞く事ができました。

ここに示したのは、そこから連想される「こどもの現実」です。

子どもの人権を守るものとしては、国連の「子どもの権利条約」(1994年日本批准)がありますが、この特集では、「こどもを守る法律」や子どもを守るために活動している団体についてご紹介します。

こどもの現実

## 身体的虐待

なぐる・ける  
暴行・体罰・暴力

## こどもを守る法律

# ぶたれる

## 児童福祉法

18歳未満の子どもの福祉に関する総合的な基本

法です(1948年施行)。子どもを

つきとばされる

けられる

みずをかけられる

学校で先生がぶつ

いうことをきかないと  
いたいことをされる



心身ともに健やかに育成する責任を保護者と国、

地方公共団体に課しています。子ども

の福祉を担当する

児童相談所、障害

児施設などの公

的機関の組織や

児童養護施設な

ど関係施設の事業

内容、児童福祉司

や保育士などの役

割が定められていま

す。虐待を受けた子

どもを発見し保護す

る仕組みについても詳しく定められています。

## 法テラスとは

「お金がないから弁護士には頼めない」あなたはそう思っていますか。お金があってもなくても、すべての人に弁護士・司法書士などの法律専門家のサービスを、という願いから、2006年に国が設立した公的法人、それが「法テラス」(正式名称「日本司法支援センター」)です。離婚や家庭内暴力など、家族のあいだの行き違いや、勤めている会社の上司や元カレや元カノ、自分の子どもや近所とのもめごと、ついついお互いに声を荒げてしまつて話し合えない、家族にも友達にも相談できない、相談する人がいない。そんなときは法テラスの出番です。困っていたり、悩んでいた、法律的にはどうかのから、と思つたら、まず0570-078374法テラスのコールセンターにお電話ください。秘密は守られます。PHS、IP電話からは03-6745-5600。通話料は固定電話なら全国どこからかけても3分8.5円です。平日朝9時~夜9時、土曜日は朝9時~夕方5時まで。日曜祝日は休みです。また、お金がないから弁護士や司法書士に頼めないという方には、必要に応じて無料法律相談や弁護士・司法書士の費用などの立替えを行っています。このほか、犯罪の被害にあわれた方への支援や司法過疎対策、国選弁護制度の運営なども法テラスの業務です。

こどもの現実

## 精神的虐待

おとしめる・ののしる  
どなる・おどす・言葉の暴力

おとうさんとおかあさんが  
いつもけんかしている

## おとうさんが おかあさんをぶつ

おまえはばかだ  
あたまがわるい  
といわれる

なかまはずれにされる

いじわるされる

まんびきを  
させられる

うそをつかせられる



## 児童虐待防止法

正確には、「児童虐待の防止等に関する法律」といいます（2000年施行）。子どもの虐待の禁止、予防、早期発見その他に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた子どもの保護及び自立支援のための措置等について定めています。子どもの虐待には、身体的な暴行、性的な虐待、子どもの心身の正常な発達を妨げるネグレクト（食事を極端に減らしたり、長時間放置したりすること）、言葉の暴力や拒絶的な対応をとることを掲げています。なお、親権者であっても、虐待が、暴行罪、傷害罪等の犯罪に問われることも明記されています。

## 民法

虐待から子どもを守るという視点から、親権に制限を加える制度や未成年後見制度が改正されました（2012年施行）。従来からあつ

た親権喪失制度に加え、最長2年間一時的に親権の行使を制限する親権停止が創設され、その原因として、「子の利益を害するとき」と明記されました。親族や検察官だけではなく、子ども本人も親権喪失・停止の申立てができるようになりました。また、社会福祉法人などの法人や、複数の個人でも、未成年後見人になることができるようになりました。

## 児童相談所

児童福祉法12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関です。家庭や学校から子ども（0歳から17歳まで）についての相談に応じ、虐待の通報があったときには、調査を行い、結果によっては保護者などに対しての指導にあたります。また、ケースによっては子どもの一時保護などを行ったりしています。児童相談所には、職員のほかに児童福祉司や精神衛生の知識のある医師などがおり、子どもや家庭の問題に対して適切な対応をすることが求められています。最近では、児童虐待の通報件数が多く、対応できる体制が十分でないことが指摘されています。児童相談所は子どもたちを守る大事な機関ですから、さらなる充実が必要でしょう。最寄りの児童相談所の連絡先につきましては、地方自治体などにお問い合わせください。

## カリヨン子どもセンター

虐待や非行などの困難を抱え、どこにも居場所がない子どもたちを救済するために、東京弁護士会の弁護士と児童福祉関係者や市民の有志が設立した子どものシェルター（緊急避難場所）。ここに来るすべての子どもに「子ども担当弁護士」がつき、子どもの気持ちに寄り添いながら、家族との関係づくりや児童相談所との交渉などにあたります。センターの設立は2004年6月。伝えたいメッセージは「大丈夫。一緒に考えよう。あなたは大切な人。」命の危機に瀕し、ひとりぼっちで苦しむ子どもたちと共に歩もうとしています。ご相談は東京弁護士会の「子どもの人権110番」にお電話ください。

TEL:03-3503-0110（平日：午後1時30分～夕方4時30分、5時～夜8時まで。土曜日：午後1時～夕方4時まで）

# 「子どもものじんけん

子どもの現実  
性的虐待

## 子どもを守る法律

### 家事事件手続法

いやらしいことされて、  
ひとにいつちやだめと  
いわれる

いやなのに  
からだをさわられる

2013年1月に施行された家事事件の手続に関する法律です。家庭裁判所が15歳以上の子どもの陳述を聴かなければならない事件は、以前からありましたが（面会交流、親権者指定・変更など）、親権喪失・停止などの審判についても、子どもの陳述を聴くことが義務付けられました。また、一定の事件については、子ども自身が手続を行ったり、必要があると認めるときは裁判所が弁護士を手続代理人に選任しそのサポートを受けたりして、子どもの意思を手続に反映させることもできるようになりました。

### 少年法

子ども（20歳未満）は、成長途中で大人より教育可能性が高いことから、制裁よりも保護・教育を重視する法律（1949年施行）です。罪を犯した子どもには刑事裁判で刑罰を科すのではなく、家庭裁判所の調査官等による専門的な調査で問題点をつかみ、非公開の少年審判で少年院送致などの教育的な処分を決めています。もっとも、重大な犯罪で刑罰が必要と家庭裁判所が考えれば、例外的に刑事裁判に回すこともできます（検察官送致）。

### チャイルドライン



「友だちに仲間はずれにされた」「受験に失敗した」「女の子の事が気になってしまう」「家にお金がなくて社会見学のお金を払っていない」（チャイルドライン支援センター）  
「チャイルドライン」は、1998年に日本で始まって以来たくさんの子どもの電話を受けていますが、電話の数や内容は社会の状況によって変化していると言います。たとえば、リーマンショック後は貧困を訴える電話も増え、「家が貧乏だから」とはつきり言う子どもも出てきたそうです。そして東日本大震災直後は被災地の子どもたちからの「怖くて眠れない、将来が不安」といった電話がたくさんかかりました。昔と比べ共働きの夫婦も多く、家族との会話も減っているなか、メールやインターネットの普及で直接人と会話をする回数も減り、友だちに悩みを打ち明けられる子どもも減っています。チャイルドラインのような機関がそんな彼らの話し相手になりこれからも子どもたちを不安から解き放す手助けをしていきます。

TEL:0120-99-7777

（月曜日～土曜日・午後4時～夜9時）

### 子山ホーム

児童虐待や親の金銭問題や精神疾患などで、親の養育が難しいと判断され、親と暮らせなくなった子どもたちが暮らす児童養護施設。取材した「子山ホーム」は千葉県いすみ市にあり、18歳（自立が難しい子は20歳まで延長）まで67名の子どもたちが暮らしています。最近では、DVを受けているお母さんや、若くして子どもを産む人も増え、生まれた環境が保障されず、施設に入所せざるを得ない子どもが増え続けています。泥遊びをした



おとうさんと  
おかあさんが  
どこかへ行ってしまった

ないていてもむしされて、  
ほっておかれる

ごはんがもらえない

がっこうに  
いかせてもらえない

### いじめ防止対策推進法

この法律は「いじめ」が「いじめを受けた子ども」の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめの防止等のために、国及び地方公共団体等が果たす責務などを定めたものです(2013年9月施行予定)。この法律により、学校は、国が策定するいじめ防止基本方針、地方公共団体が策定する地域いじめ防止基本方針を踏まえて、学校の基本的な方針を定めるよう求められています。

### 児童買春・児童ポルノ禁止法

正確には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」といいます(1999年施行)。児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた子ども(18歳未満)を保護し、子どもの

権利を擁護することを目的としています。



り、学校に行ったり、高校生になればアルバイトをしたり、ホームの外で暮らす子どもたちと変わらない生活をしている子どもたちですが、18歳になるとホームを出て、自立して暮らすなくてはなりません。



まだまだ「養護施設で育った」ということに偏見を受けることも少なくない中、ホームを出た18歳の彼らが社会に出て、堂々と生きて行けるためには、児童養護施設への社会全体の理解が必要です。  
TEL.0470-62-2325

表紙に出ていただいた中嶋朋子さんから  
ありのままでもいいんだよって、伝えたい。



子どもは自分を形成している段階だから、「ありのままでもいいんだよ」っていつてくれる人がいたら、大丈夫だと思っくんです。「失敗しちゃいけない」っていう世の中の大きな価値観があつて、その中で、ちゃんと自己肯定してくれる存在が必要なんだと思います。私も子供時代、そんな人がところどころのタイミングでいてくれたのが救いでした。それから、子どもは大人の鏡。悪い部分もすぐに影響をうけます。だから私も、自分の子じゃなくても、うけとめてあげて、あったかい場所をつくっておいてあげよう、と思つて接しています。そうやって思い合えたら、いろんなことが、前に進むんじゃないかなって思っています。

中嶋朋子(女優)東京都生まれ。国民的テレビドラマと呼ばれた「北の国から」で22年の長きにわたり螢役を務める。以後、映画、舞台へも活躍の場を広げ、実力派として高い評価を得る。他に、朗読、執筆、講演でも独特の感性を発揮。根強いファンを持つ。

# 映画と、こども。

映画監督

# 是枝裕和

代表作『誰も知らない』では実際に起きた子ども置き去り事件を子どもの視点から描き、最新作『そして父になる』では生まれた病院で子どもが取り違えられた家族を描き、常に社会に問題提起してきた是枝監督。そんな監督に、女子少年院の教官を経て弁護士になり少年事件や児童福祉施設に関わって来た相原事務局長が、映画と子どもについて聞いてみました。

**子役のキャラクターを尊重する。**

**相原局長(以下:相)**カン又国際映画祭審査員賞受賞、おめでとございます。

**是枝監督(以下:是)**ありがとうございます。

**相**..最新作もそうですが監督の映画に出ている子どもたちって、本当に自然ですよ。演技というのを感じさせないというか。なにか工夫されてる事などあるんですか？

**是**..ありがとうございます。僕は子どもたちに台本を一切渡してないので、その辺が上手くいってるのかなと思います。

**相**..だからあんなに素のままなんです。いつ頃からそうされたんですか？

**是**..『誰も知らない』から、ずっとそうです。ね。「明日までに台本ここまで覚えてこい!」と厳しくするのではなく、その子の元々のキャラクターを尊重して進めるようにしています。

**相**..ちゃんと子どもたちを観察されてるんですね。他に何か工夫されてる事はありますか？

**是**..子どもたちの前で、楽しそうに働く事を徹底してます。子どもが出会う大人って、親と担任の先生しかなくて、僕たちは子どもたちにとつてそれ以外にはじめて接する働く大人なんですよ。だから「働くって楽しいよ」と思ってほしくて、スタッフ全員が楽しく働くと決めてます。

**相**..ものすごく教育的な視点ですね!

**是**..そうなんです、ちよつと教育的なんです(笑)子どもにとつても、この仕事楽しいって1つの仕事を終わてくれる事は、いい映画ができるよりも大事かもしれないですね。

**血がつながっているだけが、本当の家族か。**

**相**..今までは、子どもの目線で描いて来た作品が多いように思うのですが、最新作『そして父になる』は父親目線ですよ？

何か理由はありますか？

**是**..単純に、自分に子どもができたからじゃないですかね。

**相**..監督自身のプライベートな部分がかかり作品に反映されてるんですね。

**是**..そうですね、僕の場合、作り手の感情や家庭の状況が変化する事で、映画が変わるのが面白いと思ってます。『奇跡』を撮った時子どもが3歳だったんですが、撮影で2か月くらい家に帰らなくて、久しぶりに帰って子どもと2人きりになったら、お互いに緊張しちゃって。こつちにまつたく寄って来ないんですよ。で、翌日家を出る時に「またきてね」って冗談みたいに言われちゃって(笑)その時から、「父親になっていく」ってことは、血のつながりだけじゃなくて、時間を積み重ねて行かないといけないものなのか?というのが僕にとって切実なテーマになりました。

**相**..それで今回のテーマが本当の家族を問う、というものなんですかね。

**是**..はい。切実に、血か、時間かという選択を迫られる話にしようと思つて、子どもを取り違えた家族の設定にしました。生まれた時に取り違えられて育てた子どもは、血は繋がってないけど、本当の家族なのか。本当の家族って一体なんなんだろう、という事を

撮りながら考えられたらと思いました。

**残虐と言われたお兄ちゃんに寄り添えた。**

**相**..監督は社会的な問題に切り込んでいますよね。いつもどこからテーマを探してるんですか？

**是**..自分では社会派だという意識はなく、新聞でネタ探をするという事もないんです。どちらかと言つと自分が生活している足下をみるようにしてます。『誰も知らない』も、モデルとなった事件(※)が東京で起つた頃、僕は長野県の小学校に3年通つてある番組を作つていたんですが、ある日その学校の担任の先生に「君が向き合うべき子どものテーマは長野だけじゃなく、東京にもあるんじゃないか」と言われて、かなりショックを受けたんです。それで、何を撮ろうかなと思つていた時に、東京での事件がありました。兄が妹の遺体を運んだという事で当時残虐だとメディアは騒いでいましたが、遺体を運んだ特急列車が僕が小さい頃から憧れていた電車だったり、取材して行く中で、お兄ちゃんの行動に納得できたり、気持ちに寄り添える「核」をいくつか見つけて、これを「撮ろう」と思つたんです。だから社会派として撮っているというより、自分の気持ちや、やっぱり自分のプライベートの事にかなり影響されていますね。

**相**..これからお子さんが大きくなるにつれて、監督の映画も変化しそうですね。

**是**..そうですね。子どもの成長や自分の生活に寄り添つて、映画の変化を楽しんで行けたらと思います。

**相**..ありがとうございます。これからも作品を楽しみにしています。



## 是枝裕和(監督／脚本／編集)

これえだひろかず 1962年、東京都生まれ。早稲田大学卒業後、テレビマンユニオンに参加。主なTV作品に、「しかし:」(91/CX／ギャラクシー賞優秀作品賞)、「もう一つの教育」(伊那小学校春組の記録)、「91/CX／ATP賞優秀賞」、「記憶が失われた時:」(96/NHK／放送文化基金賞)などがある。1995年、初監督した映画「幻の光」(主演:江角マキコ、浅野忠信、内藤剛志)が第52回ヴェネツィア国際映画祭で金のオセッラ賞を受賞。続く「ワンダフルライフ」(98)は、世界30ヶ国、全米200館で公開される。2004年、「誰も知らない」がカンヌ国際映画祭にて映画祭史上最年少の最優秀男優賞(柳楽優弥)を受賞。2006年、「花よりもなほ」で初の時代劇に挑戦。2008年、「歩いても 歩いても」(主演:阿部寛)でブルーリボン賞監督賞他多数受賞。同年、初のドキュメンタ

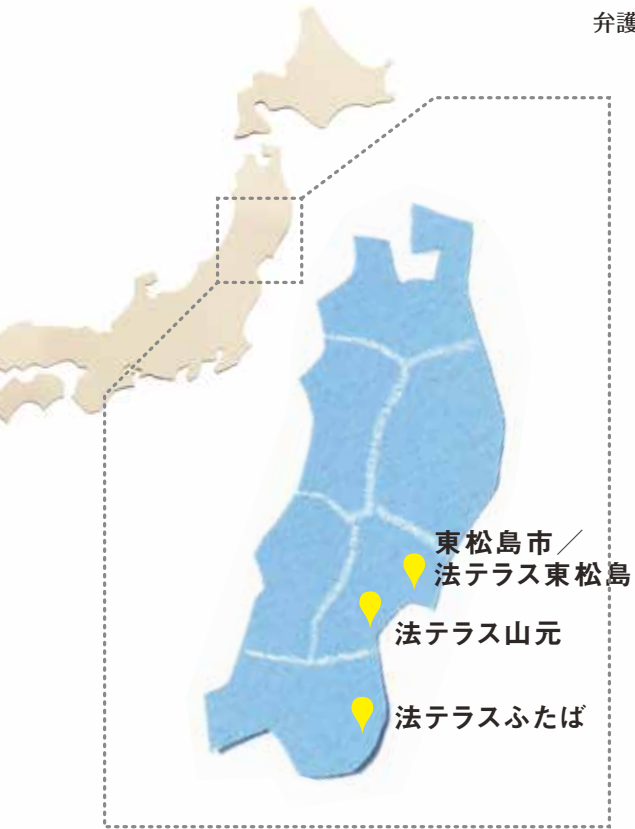
リー映画「大丈夫であるように」Cocco「終わらない旅」を公開。2009年、「空気人形」がカンヌ国際映画祭「ある視点」部門に正式出品、絶賛される。2010年、「妖しき文豪怪談シリーズ」(NHK BS-hi)で、室生犀星の短編小説を映像化した「後の日」を発表。2011年、「奇跡」が第59回サンセバスチャン国際映画祭最優秀脚本賞を受賞。2012年、初の連続ドラマ「コインング・マイ・ホーム」(KTV: CX)で脚本・演出・編集を手掛ける。2013年、最新作「そして父になる」(9月28日公開)が第66回カンヌ国際映画祭で審査員賞を受賞した。

※巣鴨子ども置き去り事件・1988年、東京都豊島区でおきた保護責任者遺棄事件。4人の子どもが育児放棄された中、長男が運んだ妹の遺体が埼玉県の山奥で見えられた。

# のぞいてみよう 法テラス

お金があってもなくても、すべての人が安心して  
弁護士・司法書士などの専門家のサービスが受けられるようにと、  
7年前に始まった法テラス。

だから、東日本大震災の被災地にも  
出張所をつくって活動を開始しました。  
今号では、7か所ある被災地の法テラスのなかから  
2か所と、東松島市役所に派遣されている  
法テラススタッフ弁護士の活動をご紹介します。



宮城県亶理郡山元町

## 法テラス山元



法テラス山元は、平成23年12月1日被災地で2番目に開所。取材したこの日は弁護士、司法書士、建築士、税理士が終日スタンバイしており、予約以外に相談者が2名来所されました。近くの山下第一小学校の6年生の子どもたちがこれまでに2回、社会科見学で来ています。法テラスの事務所の壁には子どもたちから贈られた大きな寄せ書きがあり、地域にとけ込んできたことを示しています。



法テラス山元では、

法テラスをより多く 大きな寄せ書き

の人に知ってもらおうと、広報活動に力を入れています。仮設住宅やアパートなどに出かけてチラシ配りをしたり、近くの駅にお願いして、ポスターや電話番号が記された小さいメモを貼らせてもらっています。行政などの窓口担当者との協力が体制が整っており、町役場以外からの相談紹介もあります。FMあおぞら、りんごラジオで時間をいただき、法テラスへの相談を呼びかけています。1回20～30分、相談内容の傾向や、休日無料相談のお知らせをしています。小泉仁主幹は次のように話しています。「山下第一小学校の6年生が見学に来てくれたのも、町内の校長会で法テラスの話をしたことがきっかけでした。これからも地域に密着した相談窓口として役割を果たしていきます。」



ラジオ出演中の小泉主幹

“法テラスに期待します”

山元町立  
山下第一小学校



簡野忠芳教頭(写真左)、作間勝司校長(写真中央)、佐竹寿先生(写真右)にお話をうかがいました。

震災前113名だった児童数は今は86名。幸い震災で死亡した子どもはいなかったのですが、親の仕事などでじわじわ減りました。今も仮設住宅に3名、みなし仮設住宅に2名が住んでおり、車で隣町から来ている子もいます。子どもたちは表向きは元気ですが、壊れた堤防やがれきを見て泣いてしまう子もいます。避難訓練をすると、低学年の子の中には、当時を思い出して「ぼくたち死んじゃうの?」と聞く子もいます。山元町沿岸部のほとんどの家が流失または大規模半壊でした。修繕などには多額の費用がかかります。保護者の方は、不動産や家庭の問題など、いろいろな問題を抱えておられると思います。被災者支援の取り組みを、もっと多くの人に届けることを法テラスに期待しています。



宮城県

## 東松島市

海苔と牡蠣の養殖が盛んな宮城県東松島市。東日本大震災の死亡者は1,105人、半壊以上の家屋11,065棟。津波被害を受けた土地の整理や、高台への集団移転事業が本格的に動き出しています。被災自治体での人材確保を図る総務省の施策を活用し、今年の4月から法テラスの

左:内海移転対策部長  
中:佐藤弁護士  
右:小岩移転対策部用地対策課長



左:川田総務課長

スタッフ弁護士・佐藤隆信弁護士が東松島市役所総務課で働いています。  
佐藤弁護士と一緒に仕事をされている、東松島市役所の職員の方々にお話をうかがいました。  
川田幸一総務課長「震災後2、3か月して、住民からの相続、家族関係、二重ローン等の法律的な相談が多くなりましたが、幸い平成24年2月に法テラス東松島が市役所近くにでき、住民の相談窓口として活用してきました。しかし最近では、高台移転等が本格化する中で、移転元地(被災地)の権利関係の複雑さから、住民から市への問い合わせが増えています。市役所職員は民事法制の専門知識を必ずしも有しておらず、苦慮する場面も多くありました。このように、職員が抱える問題が多様化している時、弁護士が市役所の中にいると心強いです。佐藤弁護士は仙台出身、優しい人柄で職員からも慕われています。」内海茂之移転対策部長「何事も親身になって相談に乗ってくれ、質問をしても一生懸命調べてくれます。弁護士に対するイメージが変わりました。」小岩政義用地対策課長「職員とは違う視点で物事を見て支えてくれるので心強いです。顔が見えて話ができることが何より安心。対面で書面の書き方も教えてもらえ、気さくに指導してもらっています。」

佐藤弁護士は次のように抱負を述べています。  
「自治体の弁護士ニーズは震災対応以外にも、条例制定、契約見直し、内部コンプライアンス整備など多々あります。行政職員の業務負担を少なくするために、どんな相談にも、自分から壁を作らない、できるだけ担当課に自分から出向いて話を聞くことを心掛けています。自分の東松島市での活動が、弁護士を行政内部で活用してもらえる土台になるよう精一杯職務に取り組みます。」

職員からの相談は、平成25年4月～7月12日までで163件。正直こんなに職員からの相談があるとは思っていませんでした。法テラスでは、東松島市以外にも、原子力損害賠償紛争解決センター(東京)、福島県相馬市、福島県浪江町へスタッフ弁護士を派遣しています。弁護士が行政機関などの職員として、復興支援業務に携わる現場の様子を今後もお伝えします。

福島県双葉郡広野町

## 法テラスふたば

広野町では原発事故以降、約5,500人いた住民の多くが県外避難し、町に戻っているのは約900人あまり。スーパーや商店の多くがお店を閉じ、町は閑散としています。法テラスふたばの近くには東京電力の福島復興本社本部がある



法テラスふたば職員  
左から相原さん・塚越主幹・新妻さん

サッカートレーニングセンター「Jヴィレッジスタジアム」。隣接する国道6号線には作業員が乗った大型バスがひっきりなしに行き交い、日に3,000人以上が町内を行き来します。「事故後県外へ避難した際、自宅が空き巣に入られた。原子力損害賠償紛争解決センターに申し立てたが、東電側からは盗まれたものの領収書がないと賠償できないといわれている」「隣の町と放射線量がほとんど変わらないのに賠償金で差がつくのはおかしい」「原発関連の仕事をしていたが、給料や解雇のことを相談したい」など原発に関する相談が多く寄せられます。法テラスふたばの法律相談は4か月(3月18日～7月18日)で125件。原発関連38%、住まい・不動産17%、相続、離婚等家族問題18%。町に戻った住民がまだ少ないため近隣仮設住宅への移動相談や、高齢者・障がい者などへの出張相談も積極的に実施していく予定です。塚越義英主幹は、「長い避難生活、東電賠償も進まない中、住民の中には、支援の情報が届いていても相談することに希望を見いだせない人も多い。法テラスの職員がきめ細やかな広報で、住民と専門家をつないでいきたい。」と話しています。

### “Jヴィレッジの灯を絶やさない”

#### 高田豊治 元Jヴィレッジ副社長

福島は地震・津波・原発被害という三重苦を強いられています。震災後、Jヴィレッジの施設は、東京電力に使用許諾され原発事故収束のための中継基地として、作業員の



駐車場、資材置場、そして、福島復興本社本部として利用されており、本来の使い方はかけ離れています。以前の姿とはガラリとかわったグラウンドの姿を目の当たりにし、心を痛める人も少なくありません。Jヴィレッジが復旧・復興すること、すなわち、Jヴィレッジでまたサッカーができるという情報を発信することができるようになれば、福島の復興の障壁となっている風評被害を払拭できると考えています。法テラスふたばとは、ホームページの相互バナーリンク、ホームページでの法テラスふたばのチラシ掲載、Twitter等で広報の面で連携をしています。法テラスの存在や活動内容を少しでも多くの人に理解してもらうことが、まわりまわってこの地域の復興につながると思います。今まで弁護士や法律専門家は、よほどのめめ事がない限り相談に行かないような縁遠いものでした。三重苦の中にいる福島の被災者は、多くの重い問題を抱えています。地域に根差し、地域の中から復興を目指すという精神は、Jヴィレッジも法テラスふたばにも共通するものです。もっと気軽に多くの人に法テラスふたばが利用されることを望みます。

# スタ弁がゆく



遠藤 直也 弁護士

スタッフ弁護士(スタ弁)は、法テラスの法律事務所で働く弁護士です。法テラスが見る、「一生懸命に生きている人たち」の世界と一緒にのぞいてみましょう。

## スタッフ弁護士、よろこぶ

弁護士の事務所には、毎日、様々な人が訪れます。ある日、作業服にタオルを巻いた20代後半の青年がドアを開けました。見覚えのある顔に「久しぶり」と声を掛けると、「先生に元気なところを見せに来たんだ」という元気な声が返ってきました。作業服の汚れ具合から、青年が真面目に働いて自分の人生をしっかりと生きていることがうかがえました。彼は、私が弁護士にならた頃の頃に引き受けた刑事事件の依頼者でした。ビデオ屋で万引きして捕まり、罰金刑になりました。数多の犯

罪が起る日本ではこれは、小さな小さな事件なのかもしれません。でも、私にとって忘れられない事件の一つです。

## スタッフ弁護士、ささえる

ある日、これも20代前半の青年が事務所に来ました。「2日前に出所しました」と。青年は「天涯孤独」。20歳そこそこのホームレスになり、万引きを繰り返して懲役刑になった青年です。私は、青年が刑務所に入ってから手紙をやりとりしていました。元受刑者を待つ現実には厳しいです。「面接に行く交通費がありません」「着ていくYシャツもありません」「前科が面接官にバレました」焦る青年を私やホームレス支援団体のスタッフが支えます。ある日、「仕事が決まりました」との連絡。過ちを犯しても、いつかは社会に戻る。ここにも支援が必要です。

## スタッフ弁護士、おどろく

魚屋のレジを盗んで捕まったのは、15歳くらいの少年でした。彼の家に行くとの足の踏み場もないゴミ屋敷でひどい異臭がしました。家族のことを聞くのと、感情のない声で「手料理なんて一度も食べたことがない」と言い、孤独感がただよう少年でした。少年事件の通常の手続きでは、審判は1回で終わるはずでしたが、裁判官の口から私が予想もしない一言が飛び出しました。「次の

審判は、少年の自宅で行きましょう」。1か月後、ゴミを切り開き、裁判官、少年、少年の母、私の4人で、ちゃぶ台を囲んでの審判が始まりました。湿った畳を通して裁判官の少年に対する思いが伝わってくるような気がしました。審判からさらに1か月後、少年から連絡が来ました。「北海道で、住み込みで働いています。すごい楽しいです!」。事件を担当している間には見ることができなかった少年の笑顔を思い浮かべて、「がんばれ」と胸の中でつぶやきました。

## スタッフ弁護士になろうと、きめた

私は、大学を卒業するのに8年かかりました。卒業してからは、不登校の子どもたちが通うフリースクールの先生、少年サッカークラブの監督と、そのときやりたい仕事をやってきました。転職が訪れた28歳、結婚をきっかけに、司法試験に挑戦することにしました。バイトをしながらの試験勉強は過酷でしたが、弁護士の道を進むと決めたときから、合格したら社会に貢献する仕事をしようと思っていました。そんな私に、法テラスのスタッフ弁護士は、ぴったりの仕事です。事務所経営に悩むことなく、事件に飛び込んでいけるからです。弁護士として働き始めて、高齢者、知的障がい者など、弱い立場にある人が、悪意の食い物にされている状況を目にし

した。弁護士は、「ちょっと困ったなあ」というレベルでも、何かお役に立てることがあります。私はスタッフ弁護士として、普通の弁護士の手の届かないところ、手を出しにくいところにチャレンジしていきたいです。

## スタッフ弁護士として、はたらく

千葉県の東の方の町にある老夫婦が暮らしていました。ご主人は右半身不随と失語症、奥さんは糖尿病で足が悪く、歩くこともままなりません。2人とも借金を抱えていましたが銀行に出かけることもできず、どうにもならない状況でした。

私は、ご夫婦をサポートする福祉分野の方からの連絡を受けて、この事件に関わり始めました。弁護士が借金や成年後見などの法律的な問題を受け持つことで、福祉職の方の負担は減り、ご夫婦本人は自分の生活に専念できます。お金にならない、手間ひまがかかる、遠い、そういうキーワードが聞かえたら、私は即答で「行きます!」と答えます。いつでもみなさまのもとに馳せ参じます。

遠藤直也弁護士…2000年京都大学法学部卒業、2007年旧司法試験合格、2008年司法修習生(現行62期)、2009年法律事務所シリウス入所、2010年法テラス千葉法律事務所赴任/千葉県弁護士会裁判員法運用対策プロジェクトチーム委員/法教育委員会委員/日本弁護士連合会・裁判員本部幹事(法廷技術PT所属)

ほ法、なるほど。

いつから青年？いくつで成年？

法テラス理事  
元日本経済新聞論説委員  
**安岡 崇志**



「藍を走るべし」「涉りかゆかむ」「青き菊の主題」「鷹の井戸」などなど、歌集の題には不思議なのがよくあります。「戦後短歌の二極点」と評される春日井建の伝説的作品「未青年」もそうです。辞書に未成年はあっても未青年はでてきません。

青年とは「青春期の男女。多く、一四、五歳から二四、五歳の男子をいう」（広辞苑）ので、いつから青年なのか線を引けない。だから未青年は辞書にない。対して成年と未成年は、例えば民法では二〇歳を成年年齢とするように、境目の線が引かれています。

六年前、憲法改正に必要な国民投票の手続を定めた法律ができました。第三条に「一八歳以上が投票できるとあるのですが、附則で、公職選挙法や民法の改定を検討し一八歳から二〇歳の人」「国政選挙に参加すること等ができるまでの間」は第三条の年齢規定を「二〇

歳以上」と読み替えるとしています。

選挙権年齢や成年年齢を法律で決めているのはなぜなのでしょう。取引契約を結んだりなどの法律行為を一人でしたり選挙で投票をするには、社会のルールを知り物事を自分で判断できなければいけません。そうした知識や能力が身につく年齢は、人それぞれで違う。しかしだからといって選挙権年齢や成年年齢を人によって別々にはできない。そこで法律の登場です。

社会の制度や仕組みをつくり動かすのに欠かせない「線引き」——何歳から大人とするのか、誰が選挙に参加できるのかといったことを定める——これこそ、法の重要な働きです。

規矩準繩（ききよじゆん）という言葉をご存知でしょうか。四つの字はどれも建物などを造るときに線を引く道具の名で、合わさると、手本・規則・法を意味します。法と「線引き」の関係をよく表しています。

## 編集後記

法テラスの広報誌も第25号を迎えました。今号から、法律の専門家や関係機関の皆さまに加えて、より幅広い読者の方に読んでいただけるように、編集を工夫しました。この冊子を手にとったとき、法テラスを身近に感じていただくことで、法律や司法という一見難しく思われがちな世界が、実は皆さまのすぐ近くにあることをお伝えできれば幸いです。また、「季刊・ほうてらす」は、全国の法テラス地方事務所の窓口で無料配布しています。多くの方に読んでいただきたいと考えておりますので、置いていただける公共施設やカフェなどを募集しています。ご連絡お待ちしております。(Y.F)

【ご連絡・ご意見・ご感想はこちらにお寄せ下さい】

法テラス本部 総務部 広報室  
〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  
TEL 050-33835348 E-mail kouhou24@houterasu.or.jp

## 次号予告 女性の人権

さまざまな、女性のかかえる問題や現実、それに対する法律のこと、コラム、たっぷりお届けします。  
※内容は変更になることがあります。

## NEWS

平成25年度

## 法教育シンポジウム in 札幌

法律やルールの考え方、司法制度について、子どもたちに「暗記させる」のではなくきちんと「理解してもらう」ための、シンポジウムを開催します。子どもたちに考える力や正しく判断する力をつけてもらえるように、法教育の意義と、実践のあり方を考えるため、当日は、基調講演や学校における法教育の実践報告、作家で東京都教育委員の乙武洋匡氏を交えたパネル・ディスカッションなどを予定しています。(参加無料)

**日時** 平成25年8月25日(日)  
開場12:30  
開会13:00  
閉会16:40(予定)  
**会場** 北海道経済センター  
8F Aホール  
札幌市中央区北1条  
西2丁目



法教育シンポジウム

検索



困ったら法テラス。まずは電話を。( 平日朝9時～夜9時  
土曜日朝9時～夕方5時 )



お な や み な し  
**0570-078374**

IP電話・PHSからは03-6745-5600

犯罪被害者  
支援ダイヤル

なく こと ない よ

**0570-079714**

IP電話・PHSからは03-6745-5601

震災法テラス  
ダイヤル

お な や み レ ス キ ュ ー

**0120-078309**

[www.houterasu.or.jp](http://www.houterasu.or.jp)

🔍 法テラス